

令和 6 年 3 月 22 日

○条例

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 9 号

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例

小田原市議会委員会条例（昭和 39 年小田原市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「8 人」を「7 人」に改める。

別表議会広報広聴常任委員会の項中「8」を「7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例

[制定理由]

元環境部職員の不祥事に関連し、市長の給料を減額するため制定する。

[内 容]

令和6年4月分の市長の給料月額を次のように減額することとする。(第2条関係)

減額後の給料月額	本来の給料月額	減 額 率
69万1,600円	98万8,000円	30パーセント

[適 用]

令和6年4月分の市長の給料月額について適用

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 10 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 4 号。以下「特別職給与条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する市長の給料の月額について特例を定めるものとする。

(給料の減額)

第 2 条 令和 6 年 4 月分の市長の給料の月額は、特別職給与条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額からその 10 分の 3 に相当する額を減じた額とする。

(適用除外)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月分の市長の地域手当の額及び同月中に市長に支給事由が生じた場合における退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、特別職給与条例第 3 条第 1 項第 1 号に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 6 年 4 月 30 日限り、その効力を失う。